

平成二十三年法律第二百一十七号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

目次

| |
|--|
| 第一条 総則（第一条・第二条） |
| 第二章 財政投融資特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ（第三条・第三条の二） |
| 第三章 日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等（第四条・第五条の二） |
| 第四章 復興特別所得税（第六条・第十一条） |
| 第一節 総則（第六条・第十一条） |
| 第二節 個人の納税義務（第十二条・第二十五条） |
| 第三節 法人の納税義務（第二十六条・第二十七条） |
| 第四節 源泉徴収（第二十八条・第三十一条） |
| 第五節 雑則（第三十二条・第三十三条） |
| 第六節 課税標準（第四十七条） |
| 第七節 税額の計算（第四十八条・第五十二条） |
| 第八節 申告、納付及び還付等（第五十三条） |
| 第九節 罰則（第六十四条・第六十九条） |
| 第十節 雜則（第六十条・第六十三条） |
| 第十一節 罰則（第六十四条・第六十八条） |
| 第十二節 復興債の発行等（第六十九条・第七十条） |
| 第十三節 復興特別税の収入の使途等（第七十二条） |
| （趣旨） |
| 附則 第一章 総則 |

この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から令和七年度までの間ににおいて実施する施策（以下「復興施策」と

いう。）に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税（以下「復興特別税」という。）を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

（基本原則）

政府は、復興施策に要する費用（平成二十三年度の一般会計補正予算（第1号）及び一般会計補正予算（第2号）に計上された費用を除き、第七十条に規定する復興債の收入をもつて充てられる費用を含む。）の財源については、東日本大震災復興基本法第七条第一号に基づく歳出の削減並びに第七十二条第一項に定める復興特別税の収入、同条第二項に定める財政投融資特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ金、同条第三項に定める株式の処分による収入及び同条第四項に定める国有財産の処分による収入その他の租税收入以外の収入を活用して、確保するものとする。

第二章 財政投融資特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ
(財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ)

政府は、平成二十四年度から平成二十七年度までの間において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「特別会計法」という。）第五十条第三項の規定にかかるわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計法第五十八条第一項に規定する。

前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計法第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。
(財政投融資特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ)

政府は、平成二十八年度から令和四年度までの間において、財政投融資特別会計投資勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計への所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税（以下「復興特別税」という。）を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

第三章 日本たばこ産業株式会社、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等
(日本たばこ産業株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等)

特別会計法第二百二十五条第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定に帰属した日本たばこ産業株式会社（以下この項において「会社」という。）の株式のうち、会社が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができるものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、同勘定から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

政府は、前項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした株式については、できる限り早期に処分するものとする。

（東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替）

東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第一百八十八号）附則第十一条の規定により政府に無償譲渡された東京地下鉄株式会社の株式（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十四条第二項の規定により政府が譲り受けた帝都高速度交通営団に對する出資持分に相当するものに限る。）は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

（日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替）

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十六条第十一項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

第四章 復興特別所得税
(定義)

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法 昭和四十年法律第三十ニ号 第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。

三 非居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。

四 内国法人 所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人をいう。

五 外国法人 所得税法第二条第一項第七号に規定する外国人をいう。

六 人格のない団体等 所得税法第一条第一項第八号に規定する人格のない団体等をいう。

七 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十ニ号に規定する確定申告書及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の三第十項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項（同法第六百六十六号において準用する場合を含む。）の規定による申告書をいう。

八 復興特別所得税申告書 当該申告書に係る期限後申告書を含む。又は同条第二項の規定による申告書をいう。

九 期限後申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十一 更正の請求 国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

十二 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十三 更正 国税通則法第二十四条又は第二十ニ条の規定による更正をいう。

十四 決定 第二十三条の場合を除き、国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

十五 源泉徴収 第四節の規定により復興特別所得税を徴収して納付することをいう。

十六 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十七 充當 第三十条の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をい

十八 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

(法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用)

第七条 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

2 所得税法第二条第一項第八号の三に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の同法第六条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第十一条及び第六節を除く。）の規定を適用する。

3 所得税法第五条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内國法人又は外国法人は、基準所得額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徵収をする義務がある。

（課税の対象）

第九条 居住者又は非居住者に対して課される平成二十五年から令和十九年までの各年分の所得に係る基準所得額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

2 内國法人又は外国法人に対して課される平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

（基準所得税額）

第十一条 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額（附帯税の額を除く。）をいう。

1 非永住者以外の居住者 所得税法第七条第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定を除く。次号において同じ。）により計算した所

（納稅地）

第十二条 内國法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第一百七十五条の規定を除く。）により計算した所得税の額

イ 所得税法第七条第一項第四号に定める所得 税率計算した所得税の額

ロ 租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同法第十三条に規定する外貨債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等 同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

（納稅地）

第十三条 外國法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第一百七十九条の規定を除く。）により計算した所得税の額

イ 所得 税率計算した所得税の額

（納稅地）

第十四条 外國法人 2 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から令和十九年までの各年に係る所得税の額として政令で定める金額を超えるときは、政令で定める金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が令和二年から令和十九年までの各年に係る所得税の額が同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から令和十九年までの各年ににおいて所得税法第一百六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を超えるときは、その年の所得税法第一百六十五条の五の三第三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第一百六十五条の五の三第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第一百七十九条の規定を除く。）により計算した所得税の額

（納稅地）

第十五条 外國法人 2 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から令和十九年までの各年に係る所得税の額（附帯税の額を除く。）を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から令和十九年までの各年ににおいて所得税法第一百六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する

控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得額として前二条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除対象国外所得税等の額（所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合を除くほか、当該書類に控除対象国外所得税等の額として記載された金額を限度とする。（復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例）

第十五条 復興特別所得税申告書を提出する義務がなき者に対して課する復興特別所得税の額は、第十二条から前条までの規定により計算した復興特別所得税の額によらず、その者のその年の分の第十七条第四項に規定する予納特別税額と年分が同一である所得税に係る復興特別所得税の額に併せて計算した金額が十五万円以上を乗じて計算した金額の合計額が五百円の二・一である個人は、同項又は同法第七条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の額の合計額（予定期納税）

第十六条 平成二十五年から令和十九年までの各年分の所得税法第一百四条第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に五百円の二・一を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第七条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税に係る復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

所得税法第二編第五章第一節（同法第百六十一条において準用する場合を含む。）の規定は、

前項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「控除した金額」とあるのは、「控除した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは、「所得税及び復興特別所得税を」と、同法第百七十三条第一項中「所得税」とあるのは、「所得税及び復興特別所得税」と、同法第一百十一条第四項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは、「所得税及び復興特別所得税を」と、同法第百七十四条第一項から第三項までの規定及び第百十五条中「所得税」とあるのは、「所得税及び復興特別所得税」と読み替えるものとする。

第十三条 第一項の規定による復興特別所得税の納付があつた場合においては、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

前項の規定により納付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方 法その他前三項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（課税標準及び税額の申告）

第十七条 所得税法第一百一十条第一項、第一百二十九条第一項（同法第百一十五条第五項において準用する場合を含む。）、第一百二十五条第一項、第一百二十六条第一項又は第一百二十七条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

二 前号に掲げる基準所得税額につき第十三条から第十四条までの規定を適用して計算した復興特別所得税の額を併せて源泉徴収税額に係る復興特別所得税を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

一 前条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額

二 その年において出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより、次条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付した、又は納付すべき復興特別所得税の額

三 その年分の所得税法第一百二十条第一項第四号に規定する源泉徴収税額に併せて源泉徴収された、又はされるべき復興特別所得税の額（当該復興特別所得税の額のうちに、出国申告書（同法第百二十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書に併せて提出すことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税）により、又は出国申告書に係る復興特別所得税）により、又は出国申告書に係る復興特別所得

稅につき更正を受けたことにより還付される額その他政令で定める額がある場合に ついて准用する。この場合において、同法第四条第一項中「控除した金額」とあるのは、当該金額を控除した金額（以下この号及び次号並びに次項第一号において「源泉徴収特別税額」という。）がある場合には、前号に掲げる復興特別所得税の額からその源泉徴収特別税額を控除した金額

その年分の予納特別税額がある場合には、は、第二号に掲げる復興特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、前号に掲げる金額から当該予納特別税額を控除した金額）

前号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

二 所得税法第一百七十二条第一項第二号に掲げ る所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三 第一号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四 その者が所得税法第一百七十二条第一項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

イ 所得税法第一百七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

ロ 所得税法第一百七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該所得税の額のうちに、同法第一百七十条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額及び当該所得税の額に併せて提出しなければならない。

二 第二号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

三 第一号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

告書一」という。）を提出すべき者は、その年分の非居住者給与等申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、当該非居住者給与等申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

所得税法第一百七十二条第一項第一号に掲げ る所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

二 所得税法第一百七十二条第一項第二号に掲げ る所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三 第一号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四 その者が所得税法第一百七十二条第一項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

イ 所得税法第一百七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十一条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

ロ 所得税法第一百七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該所得税の額のうちに、同法第一百七十条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額及び当該所得税の額に併せて提出しなければならない。

二 第二号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

三 第一号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額から第一号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額。

四 第一号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第三項の規定は、その年分の復興特別所得税に係る第五項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む）若しくは前項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは更正請求書について準用する。

（申告による納付等）

第十八条 前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者は、当該復興特別所得税申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第三号に規定する源泉徴収特別税額があり、かつ、同項第四号に規定する予納特別税額がない場合には、同項第三号に掲げる金額とし、同項第四号に規定する予納特別税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。）があるときは、当該金額に相当する復興特別所得税を当該復興特別所得税申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

二 前項の規定により復興特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十五条第二項の規定により復興特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第一百二十八条から第一百三十条まで（これらの規定を同法第一百六十六条规定により納付すべき年分が同一である所得税がある場合は、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。）

三 前項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合には、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額により償還する（前項の規定による復興特別所得税の額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。）。

四 前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者が第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額（第六項において準用する）

する場合には、当該復興特別所得税の額からその申請書に記載した次項の規定による延納を求めるようとする復興特別所得税の額を控除した額の二分の一に相当する金額以上の復興特別所得税を第一項の規定による納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができる。

五 税務署長は、所得税法第一百三十二条第一項（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の延納の許可をする場合には、当該延納に係る所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の延納を併せて許可するものとする。

六 所得税法第一百三十二条第二項及び第三項、第一百三十二条第三項並びに第百三十三条から第百三十七条まで（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、前二項の規定による復興特別所得税の納付の延期又は延納の許可について準用する。この場合において、同法第一百三十二条第二項中「所得税の額」とあるのは、「所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と読み替えるものとする。

七 所得税法第一百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、同項に規定する国外転出の時までに国税通則法第一百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をした場合に限り、第一項の規定にかわらず、その相続の開始の日から五年を経過する日又は所得税法第一百三十七条の三第二項に規定する相続人帰国情況に該当することとなつた日のいざれか等の場合に該当することとなつた日のいざれか早日をいう。の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第一百三十七条の三（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

八 前項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第百三十七条の二第二項の規定の適用については、同項の規定による申告書を提出した者の申告によることとなつた日のいざれか早日をいう。の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第一百三十七条の二（第一項及び第二項を除く。）の規定を準用する。

九 前項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき復興特別所得税を納付する場合は、「十年」とする。

十 所得税法第一百三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、政令で定めたところにより当該復興特別所得税の額に相当する担保を供し、かつ、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに同項に定めるところにより国税通則法第一百七十七条の規定による納税管理人の届出をした場合に限り、第一項の規定にかわらず、その相続の開始の日から五年を経過する日又は所得税法第一百三十七条の三第二項に規定する相続人帰国情況に該当することとなつた日のいざれか早日をいう。の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第一百三十七条の三（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

十一 前二項に規定する贈与納税猶予分の所得税額又は相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第一百三十七条の三（第一項から第三項までを除く。）の規定による申告書を提出した者の申告によるところにより当該復興特別所得税申告書に第十七条第二項第二号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

十二 前項の場合において、同項の復興特別所得税の規定により納付された第十七条第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

十三 前条第五項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第三号に掲げる金額（同項第四号ハに掲げる金額がある場合に金額は、同項第三号に掲げる金額と同項第四号ハに掲げる金額との合計額）に相当する復興特別所得税を当該申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

十四 第三項の規定は、前項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合について準用する。

十五 第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされた額に一日未満の端数がある場合のその処理の方法その他各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

十六 第十九条 復興特別所得税申告書の提出があつた場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第二項第一号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

十七 前項の場合において、同項の復興特別所得税の規定により納付された第十七条第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

十八 第十九条 復興特別所得税申告書の提出があつた場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第二項第二号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」という。）を還付する。

十九 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の復興特別所得税申告書に係る年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

二十 前各項（第二項を除く。）の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第一百三十八条又は第一百三十九条（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定

り復興特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第一百七十二条第三項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときは（国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときは、当該復興特別所得税は、当該復興特別所得税の額を同一とする。）は、当該復興特別所得税申告書に第十七条第二項第一号に掲げる金額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があつたものとする。

所得税法第一百三十八条第三項及び第四項並びに第百三十九条第三項から第五項まで（これららの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項から第五項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

第十七条第六項の規定による申告書の提出があつた場合には、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、同項第三号に掲げる金額に相当する復興特別所得税を還付する。

前項の場合において、同項の申告書に記載された第十七条第六項第二号に掲げる復興特別所得税の額（第二十八条第一項の規定により併せて徴収されるべきものに限る。）のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

第八項の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第七十七条第二項の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

第六項の規定は、前項の規定による復興特別所得税から第十項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

第六項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があつたものとされた額の一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他の前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（青色申告）

第二十条 所得税法第一百四十三条（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の承認を受けている者は、復興特別所得税申告書及び復興特別所得税申告書に係る修正申告書（次項において「復興特別所得税申告書等」という。）

について、青色の申告書により提出することができる。

個人が所得税法第一百五十一条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十三条の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同項各号に定めた場合には、その取消しに係る同項各号に定めの年分以後の各年分の復興特別所得税につきその個人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別所得税申告書等は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別所得税申告書等をいう。）以外の申告書とみなす。

（期限後申告及び修正申告等の特例）

第二十一条 所得税法第一百五十二条の一（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税申告書を提出する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれていることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の五第一項、第四項及び第五項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第十七条第一項の規定による申告書の提出期限後に同法第一百五十五条の五第一項の規定に該当して同項の規定による期限後申告書を提出すべき者が、第十七条第一項の規定による申告書を提出すべき場合について準用する。

所得税法第一百五十五条の五第六項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十五条の五第一項から第三項までの規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住者の相続人が提出すべき復興特別所得税申告書について準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税申告書を提出する有価証券等に係る譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額のうち同項に規定する有価証券等の譲渡による事業所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税申告書の基礎となる同法第六十条の二第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき次に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

第一 第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第二 第十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

五十二条の四第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同様第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなり、当該復興特別所得税申告書又は更正若しくは決定に係る第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の五第一項、第四項及び第五項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第十七条第一項の規定による申告書の提出期限後に同法第一百五十五条の五第一項の規定に該当して同項の規定による期限後申告書を提出すべき者が、第十七条第一項の規定による申告書を提出すべき場合について準用する。

所得税法第一百五十五条の五第六項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十五条の五第一項から第三項までの規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住者の相続人が提出すべき復興特別所得税申告書について準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を記載すべき第十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号若しくは第三号から第五号まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）に掲げる金額に掲げる金額（同法第六十七条第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額）が過少となるときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者に係る基準所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税申告書を提出する有価証券等に係る譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額のうち同項に規定する有価証券等の譲渡による事業所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税申告書の基礎となる同法第六十条の二第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき次に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

第一 第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第二 第十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

第三 第十七条第一項各号の事由が生じた場合について準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、個人

が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に係り、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

所得税法第一百五十五条の六（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、個人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別所得税申告書等は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別所得税申告書等をいう。）以外の申告書とみなす。

個人が所得税法第一百五十一条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十三条の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同項各号に定めた場合には、その取消しに係る同項各号に定めの年分以後の各年分の復興特別所得税につきその個人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別所得税申告書等は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別所得税申告書等をいう。）以外の申告書とみなす。

（期限後申告及び修正申告等の特例）

第二十二条 所得税法第一百五十二条の二（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税申告書の基礎となる同法第六十条の二第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき次に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

第一 第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第二 第十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

第三 第十七条第一項各号の事由が生じた場合について準用する。

所得税法第一百五十二条の二（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、個人

同法第百五十三条の三第一項に規定する贈与、相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき前項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

5 所得税法第百五十三条の四（同法第一百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十三条の四第一項に規定する有価証券等の譲渡又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得額の計算の基礎となる同条第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

6 所得税法第百五十三条の五（同法第一百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十三条の五第一項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基づいて、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

7 所得税法第百五十三条の六の規定は、同条に規定する国外転出の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書に係る第十七条第一項第二号に掲げる復興特

別所得税の額の計算において第十四条第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第九十五条第一項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき第三項第一号に掲げる場合を含む。）の規定により同法第九十五条第一項の規定に該当することとなるときについて準用する。

8 所得税法第百五十五条第二項（同法第一百六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、同項の規定により更正通知書（同項に規定する更正通知書をいう。）にその理由を付記して行う所得税の更正と併せて行う復興特別所得税の更正について準用する。

（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二十二条 個人の各年分の復興特別所得税につき更正（当該復興特別所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第三項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第十七条第二項第一号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する復興特別所得税を還付する。

9 前項の場合において、同項の規定による還付金の額の計算の基礎となつた第十七条第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

10 個人の各年分の復興特別所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第十七条第二項第二号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」とい

う。）を還付する。

11 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項に規定する年分の予

納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に對応するものとして政令で定めることにより計算した金額を併せて還付する。

12 前各項（第二項を除く。）の規定により復興特別所得税を還付する場合において、所得税法第五十九条又は第一百六十条（これらの規定を同法第一百六十八条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて還付するものとする。

13 前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があつたものとする。

14 所得税法第百五十九条第三項及び第四項並びに第一百六十条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第一百六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項から第五項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

15 第六項の規定により還付があつたものとされ

た額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（課税標準の端数計算等）

16 第二十四条 この節の規定により課する復興特別所得税（附帯税を除く。次項及び第三項において同じ。）の課税標準の端数計算については、

17 国税通則法第一百八十二条の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

18 この節の規定により納付すべき復興特別所得税に規定する源泉徴収特別税額のうち、その納付があるまでは、還付しない。

19 個人の各年分の復興特別所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第

20 七条第二項第二号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する同号に規定する予納特

別税額（次項において「予納特別税額」とい

う。）を還付する。

21 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項に規定する年分の予

納特別税額について納付すべき復興特別所得

税及び所得税に係る還付金等（国税通則法第五

3 前項の規定により充當があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方

法その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（充当の特例）

22 第二十五条 還付金等又は還付加算金を未納の復興特別所得税及び所得税に充当するときは、こ

れらの税に併せて充当しなければならない。

23 前項の規定による充当があつた場合においては、その充當に係る金額を納付すべき復興特別

所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の充当があつたものとする。

24 前項の規定により充当があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方

法その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

十六条第一項に規定する還付金等をいう。次条

第一項及び第三十一条第三項において同じ。）

この節の規定により還付すべき復興特別所得

税及び所得税に係る還付金等（国税通則法第五

| 第三の六 | | 第五項 | | 第四十 | | 第三項 | | 第四十 | | 第三の六 | | 第三項 | | 第二項 | | 第三の六 | | |
|----------------------------|--------------------------|---|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------|
| 第一条の につき | | 第四十 項法 | | 第四十 項の規 定 | | 第四十 項の規 定 | | 第四十 項の規 定 | | 第四十 項の規 定 | | 第四十 項の規 定 | | 第四十 項の規 定 | | 第四十 項の規 定 | | |
| 第五項 | 第六項 | 第七項 | 第八項 | 第九項 | 第十項 | 第十一項 | 第十二項 | 第十三項 | 第十四項 | 第十五項 | 第十六項 | 第十七項 | 第十八項 | 第十九項 | 第二十項 | 第二十一項 | 第二十二項 | |
| 所得税 の額 | 所得 税法 | 所得 税及 び復 興特 別所 得税 の額 の合 計額 | 所得 税及 び復 興特 別所 得税 の額 の合 計額 | 第四十 項の規 定 | |
| 復 興特 別所 得税 につき | 復 興特 別所 得税 法 | 復 興特 別所 得税 及 び當 該所 得税 に係 る | 復 興特 別所 得税 及 び當 該所 得税 に係 る | 第一号 | 第二号 | 第三号 | 第四号 | 第五号 | 第六号 | 第七号 | 第八号 | 第九号 | 第十号 | 第十一号 | 第十二号 | 第十三号 | 第十四号 | 第十五号 |

| 項 | 第十八条を 還付する | 第二十一条第二項 | 第二十条を 還付する | 二項 |
|---|--|--|---|---|
| 第一項 | 第二十一条第二項 | 第二十条を 還付する | 申告書を 徴収する | 二項 |
| 二項 | 第二十条を 還付する | 申告書を 徴収する | 税 | 第一項 |
| 及び第三十一条第三項の規定 を準用する | と当該徴収された所得税の額 につき特別措置法第二十八条 第一項の規定により併せて徴 収された復興特別所得税の額 (前項前段又は同条第五項(相 互に適用する。)の規定によ り併せて還付した額を除く。) に相当する金額の全部又は一部 と併せて還付する。 | 税特別措置法第四十一条の十 二第五項に係る部分に限る。) の規定により併せて還付した 額を除く。)に相当する金額の 全部又は一部と併せて還付 する。この場合においては、 特別措置法第二十八条第九項 及び第三十一条第三項の規定 を準用する | 税申告書と第二号に掲げる所得 税の額及び当該所得税の額に つき同項の規定により併せて 徴収された又は徴収されるべき 復興特別所得税の額(以下「 この条において「対象源泉徴 収特別税額」という。)並びに 当該対象源泉徴収特別税額の 計算の基礎その他財務省令で 定める事項を記載した申告書 と併せて | 税申告書と第二号に掲げる所得 税の額及び当該所得税の額に つき同項の規定により併せて 徴収された又は徴収されるべき 復興特別所得税の額(以下「 この条において「対象源泉徴 収特別税額」という。)並びに 当該対象源泉徴収特別税額の 計算の基礎その他財務省令で 定める事項を記載した申告書 と併せて |
| の規定により併せて還付した 額を除く。)に相当する金額の全部 又は一部と併せて還付する。 この場合においては、特別措 置法第二十八条第九項及び第三 十一条第三項の規定を準用する | と当該徴収された所得税の額 につき特別措置法第二十八条 第一項の規定により併せて徴 収された復興特別所得税の額 (前項前段又は同条第五項(相 互に適用する。)の規定によ り併せて還付した額を除く。) に相当する金額の全部又は一部 と併せて還付する。 | 税特別措置法第四十一条の十 二第五項に係る部分に限る。) の規定により併せて還付した 額を除く。)に相当する金額の 全部又は一部と併せて還付 する。この場合においては、 特別措置法第二十八条第九項 及び第三十一条第三項の規定 を準用する | 税申告書と第二号に掲げる所得 税の額及び当該所得税の額に つき同項の規定により併せて 徴収された又は徴収されるべき 復興特別所得税の額(以下「 この条において「対象源泉徴 収特別税額」という。)並びに 当該対象源泉徴収特別税額の 計算の基礎その他財務省令で 定める事項を記載した申告書 と併せて | 税申告書と第二号に掲げる所得 税の額及び当該所得税の額に つき同項の規定により併せて 徴収された又は徴収されるべき 復興特別所得税の額(以下「 この条において「対象源泉徴 収特別税額」という。)並びに 当該対象源泉徴収特別税額の 計算の基礎その他財務省令で 定める事項を記載した申告書 と併せて |

、法税得所う伴に施実の等約条件

| 法規等の適用に施設等の特例 | | 第三条第一項 | | 第三条第二項 | | 第三条第三項 | | 第三条第四項 | | 第三条第五項 | | 第三条第六項 | | 第三条第七項 | | 第三条第八項 | | 第三条第九項 | |
|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--|
| 第三条を規定する | とする | 第三条第一項 | 第三条第二項 | 第三条第三項 | 第三条第四項 | 第三条第五項 | 第三条第六項 | 第三条第七項 | 第三条第八項 | 第三条第九項 | 第三条第十項 | 第三条第十一項 | 第三条第十二項 | 第三条第十三項 | 第三条第十四項 | 第三条第十五項 | 第三条第十六項 | | |
| 復興特別所得税の額及び復興特別所得税に係る延滞税 | とし、当該免税対象の役務提供対価につきこれらとの規定により徴収して納付すべき所得税の額については、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七十九号。以下「特別措置法」という。)第二十八条第一項の規定の適用があるものとする | 第三条第一項 | 第三条第二項 | 第三条第三項 | 第三条第四項 | 第三条第五項 | 第三条第六項 | 第三条第七項 | 第三条第八項 | 第三条第九項 | 第三条第十項 | 第三条第十一項 | 第三条第十二項 | 第三条第十三項 | 第三条第十四項 | 第三条第十五項 | 第三条第十六項 | | |
| と当該所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復 | 又は | 第三条第一項 | 第三条第二項 | 第三条第三項 | 第三条第四項 | 第三条第五項 | 第三条第六項 | 第三条第七項 | 第三条第八項 | 第三条第九項 | 第三条第十項 | 第三条第十一項 | 第三条第十二項 | 第三条第十三項 | 第三条第十四項 | 第三条第十五項 | 第三条第十六項 | | |

法人税及び地方税の特例に関する法律(昭和四十四年四月一日法律第百六十四号)

- 二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した復興特別法人税の額の額
- 三 第四十九条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合に、その控除しきれなかつた金額
- 四 前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項
- 2 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定日の日の属する課税事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合は、その行われる日の前日まで）」とする。
- 3 外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内（法人税法第一百四十一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人が国税通則法第一百七条第二項の規定による納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいざれにも該当しないこととなる場合又は法人税法第一百四一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が同法第一百三十八条第二号に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいざれか早い日まで」とする。
- 4 第一項の法人が同項の課税事業年度の所得又は連結所得に対する法人税の申告につき法人税法第七十五条（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第七十五条の二（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十三若しくは第八十二条の二十四の規定により同法第七十四条第一項（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第八十二条の二十二第一項の規定による申告書（以下この項において「法人税申告書」という。）の提出期限が延長されている場合における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項本文の規定にかわらず、その延長された提出期限とする。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税については、当該法人税申告書が同法第七十四

- 条第一項の規定による申告書である場合にあつては第一号に掲げる規定を、当該法人税申告書が同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合にあつては第二号に掲げる規定を、それぞれ準用する。
- 二 法人税法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第六項若しくは第八項において準用する同法第七十五条第七項の規定
- 二 法人税法第八十一条の二十三第二項において準用する同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十一条の二十四第三項若しくは第六項において準用する同法第七十五条第七項の規定
- 5 租税特別措置法第六十六条の三の規定は、前項において準用する次に掲げる規定の適用を受ける法人の第一項の規定による申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税について準用する。
- 一 法人税法第七十五条の二第六項において準用する同法第七十五条第七項の規定
- 二 法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項の規定
- （還付を受けるための申告）
- 第五十四条 法人は、その課税事業年度の復興特別法人税につき前条第一項第三号に掲げる金額がある場合には、同項の規定により申告書を提出すべき義務がない場合においても第五十六条第一項の規定による還付を受けるため、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

- 第五十五条 第五十三条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する復興特別法人税を国に納付しなければならない。（復興特別法人税の期限内申告による納付）
- 第五十六条 第五十三条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書に記載する税額を還付する。
- 2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、その還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限
- 又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日（同日前に充當をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。
- 一 第五十三条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。）当該申告書の提出期限
- 二 第五十三条第一項の規定による申告書（当該申告書が第五十三条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出があった日）までに提出されたものに除外する。）当該申告書の提出期限
- 二 法人税法第一百二十七条第一項（同法第二百四十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第一百二十七条第一項の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同法第二百二十七条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別法人税申告書等（納付すべき義務が同日前に成立した復興特別法人税に係るものを除く。）は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別法人税申告書等をいう。次項において同様）。以外の申告書とみなす。
- 2 法人が法人税法第二百二十七条第一項（同法第二百四十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第一百二十七条第一項の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同法第二百二十七条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別法人税申告書等（納付すべき義務が同日前に成立した復興特別法人税に係るものを除く。）は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別法人税申告書等をいう。次項において同様）。以外の申告書とみなす。
- 3 法人税法第二百三十条第二項の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二百五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度又は連結事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合にあっては、その申告又は更正後の金額）が過大となるときについて準用する。

- 2 法人が法人税法第二百二十七条第一項（同法第二百四十六条において準用する場合を含む。）に掲げる金額又は同法第二条第三十二条号に規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第一号から第五号までに掲げる金額又は復興特別法人税申告書に記載すべき第五十三条第一項第一号から第三号までに掲げる金額
- 二 法人税法第二百二十七条第一項（同法第二百四十六条において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書（次項において「復興特別法人税申告書等」という。）に係る申告書の提出があつた場合には、復興特別法人税申告書により提出することができる。
- 二 法人が法人税法第二百二十七条第一項（同法第二百四十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第一百二十七条第一項の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同法第二百二十七条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別法人税申告書等（納付すべき義務が同日前に成立した復興特別法人税に係るものを除く。）は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別法人税申告書等をいう。次項において同様）。以外の申告書とみなす。
- 2 法人が法人税法第二百二十七条第一項（同法第二百四十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第一百二十七条第一項の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同法第二百二十七条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別法人税申告書等（納付すべき義務が同日前に成立した復興特別法人税に係るものを除く。）は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別法人税申告書等をいう。次項において同様）。以外の申告書とみなす。
- 3 法人税法第二百三十条第二項の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二百五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度又は連結事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合にあっては、その申告又は更正後の金額）が過大となるときについて準用する。
- 1 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで（同法第一百四十五条において

る特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十三条第三項（復興特別法人税に係る人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。」と読み替えるものとする。

租税条約等実施特例法第七条第五項の規定は、第十三項において準用する同条第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について前各項に定めるもののほか、復興特別法人税に係る法人税に関する法令の規定の技術的読替えその他のこの章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 諍則

第六十四条 偽りその他の不正の行為により、第五十三条第一項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人（人格のない社団等を含む。第三項、次条並びに第六十八条第一項及び第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項及び次条において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の免れた復興特別法人税の額が千円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千円を超過しないことにより、同項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人その他の従業者を含む。第六十八条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の免れた復興特別法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の免れた復興特別法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五

百万円を超えたもののか、復興特別法人税に係る各項に定めるもののほか、復興特別法人税に係る法人税に関する法令の規定の技術的読替えその他のこの章の規定の適用に関し必要な事項に定めることとする。

前各項に定めるもののほか、復興特別法人税に係る法人税に関する法令の規定の技術的読替えその他のこの章の規定の適用に関し必要な事項に定めることとする。

五百円を超えた場合には、法人的な代表者、代理人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

出しなかった場合には、法人的な代表者、代理人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十七条 削除

第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

三 平成二十三年度において、一般会計補正予算（第3号）の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、第一項の規定を適用する。

2 平成二十四年度から平成二十七年度までの間における第三条の規定による財政投融資特別会計補正予算（第3号）に計上された当該費用は、復興費用とみなして前項の規定を適用する。

一 第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

三 平成二十三年度において、一般会計補正予算（第3号）の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、第一項の規定を適用する。

2 平成二十四年度から平成二十七年度までの間における第三条の規定による財政投融資特別会計補正予算（第3号）に計上された当該費用は、復興費用とみなして前項の規定を適用する。

3 平成二十四年度から平成二十九年度までの間において、財政法第四条第一項ただし書の規定は、第一項、第三項及び第四項に規定する復興費用については、適用しない。

4 政府は、平成二十四年度から令和七年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかるわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

5 第一条、第三項及び前項に規定する復興費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ。

6 財政法第四条第一項ただし書の規定は、第一項、第三項及び第四項に規定する復興費用については、適用しない。

7 第七十一条 前条第一項から第四項までの規定により発行する公債（以下「復興債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される復興債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

二 特別会計法附則第二百八条第四項の規定により国債整理基金特別会計に帰属した東京地下鉄株式会社の株式

三 第五条の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした東京地下鉄株式会社の株式

4 第五条の二及び特別会計法附則第十二条の二の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式

5 特別会計法附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式

6 前三项に規定する収入のほか、平成二十三年度から令和九年度までの各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税收入以外の収入であつて国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てるものとする。

7 第七十二条 平成二十四年度から令和九年度までの間ににおける復興特別税の収入は、復興費用（復興特別税の収入の使途等）

2 令和十八年度以前の年度において当該年度までに発行した復興債の償還を完了した場合にお

いては、当該補正予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

第十一条において同じ。）の償還に要する費用（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。）をいふ。以下同じ。）の財源に充てるものとする。

（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。）をいふ。以下同じ。）の財源に充てるものとする。

及び償還費用（復興債（当該復興債に係る借換債（特別会計法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下同じ。）については、令和十九年度までの間に償還するものとする。

（復興債の償還）

第六章 復興債の発行等

第六十九条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項の規定にかかるわらず、復興施策に要する費用（以下「復興費用」という。）のうち平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された費用の財源につ

いては、当該年度から令和十八年度までの間に
おいて生じた復興特別税の収入、前条第三項各
号に掲げる株式の処分による収入及び同条第四
項に規定する国有財産の処分による収入その他の
の租税收入以外の収入については、前項の規定
を準用する。

(特別会計法の適用に関する特例)

第七十四条 復興債は、特別会計法第四十二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

二 復興債に係る特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「一般会計」とあるのは、「東日本大震災復興特別会計」とす

3 第七十一条の規定により、各年度の翌年度の四月一日以後発行される復興債は、特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、当該各号に定めるのは、
「東日本大震災復興特別会計」とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 削除

二 第四章の規定並びに第四十五条、第四十七条、第四十九条、第五十一条から第五十四条まで、第五十六条、第五十七条、第五十九条、第六十三条及び第六十四条の規定(これら
の規定中復興特別所得税に係る部分に限
る)並びに附則第六条の規定 平成二十五年
一月一日

三 第五章の規定(前号に掲げる規定を除く。)
経済社会の構造の変化に対応した税制の構
築を図るために必要な措置)

第二条 特別会計法第六条の規定にかかわらず、
平成二十四年度から令和二年度までの間、財政
投融資特別会計財政融資資金勘定の健全
な運営を確保するために必要な措置)

第三条 特別会計法第六条の規定にかかる
法律(平成二十三年法律第一百四十四号)附則第一
一条第三号イ及びハに掲げる規定の施行の日
(財政投融資特別会計財政融資資金勘定の健全
な運営を確保するために必要な措置)

第四条 特別会計法第六条の規定にかかる
法律(平成二十三年法律第一百四十四号)の公布の
日から施行する。

第五条 政府は、平成二十三年度から平成二十
七年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の
場合においては、当該補足することができ

る収納済額が同項に規定する支出額等に不足
するとき見込まれ、かつ、当該不足を同条第二項
の規定により補足することができないと見込まれ
る場合は、当該補足することができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入とする。

第三条及び第四条 削除 (復興施策に必要な財源の確保等についての見直し)

第十二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、東日本大震災からの復興の状況等を勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うものとする。

第十三条 政府は、前条の規定による見直しを行ふに際し、第二章及び第三章に規定するものの中ほか、平成二十三年度から令和四年度までの間ににおいて二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国との関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

二 エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点を踏まえつつ、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

三 政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税收入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式(日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第二条の規定により政府が保有していないければならない株式を除く。)について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。

(決算剩余金の償還費用の財源への活用)

第十五条 政府は、平成二十三年度から平成二十七年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の場合は、当該補足することができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入とする。

第十六条 政府は、前三条の規定による償還費用の財源の確保が見込まれる場合には、附則第十一条の規定による見直しの結果に基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための所要の措置を講ずるものとする。

(復興特別税の負担軽減措置)

第十七条 政府は、東日本大震災からの復興の状況等を勘案し、令和八年度から復興庁設置法(平成二十三年法律第一百二十五号)第二十一条の規定により復興庁が廃止されるまでの間ににおいて実施する施策のための財源の確保に係る検討

2 前項の規定による改正後の新国税通則法第七十七条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。)の規定を準用する部分を除く。)の規定は、平成二十五年(平成二十三年法律第一百二十六号)第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のための財源の確保の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十八条 政府は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を経理する特別会計を平成二十四年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第十九条 政府は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を経理する特別会計を平成二十四年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第二十条 政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

第二条 特別会計法第六条の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一百四十四号)の公布の日から施行する。

第三条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税收入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式(日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第二条の規定により政府が保有していないければならない株式を除く。)について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 特別会計法第六十二条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税

決算上の剩余金を財政法第六条第一項の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日
イ からネまで 略
ナ 第二十三条及び附則第九十三条の二の規定

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日
イ からネまで 略
ナ 第二十三条及び附則第九十三条の二の規定

える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定（第一百七十六条の五に係る部分に限る。）、同法第一百八十一条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条の規定（第一号に係る部分に限る。）の規定、第六条、第十条、第十四条及び第十五条の規定、第七条、第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第四十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行前に当該規定（政令への委任）は、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二十五年三月三〇日法律第五号）
抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次に掲げる規定 平成二十五年六月一日
イからハまで 略
ニ 第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表
一から五まで 略
ニ 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日
イからハまで 略
二 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日
イからハまで 略

二 第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第二十条八条第一項の改正規定
十 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十一 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十二 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十三 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十四 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十五 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十六 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十七 次に掲げる規定 地方法人税法の施行の日
イから九まで 略
十八 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表
ト 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第一項の表の改正規定
規定期定 法第三十三条第三項及び第三十七条の改正規定 平成三十年一月一日

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。
五 年代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。
六 贈与税について、高齢者が保有する資産の性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。
七 若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。
八 贈与税について、高齢者が保有する資産の性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。
九 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第一項の表
ト 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第一項の表の改正規定
規定期定 法第三十三条第三項及び第三十七条の改正規定 平成三十年一月一日

十 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十一 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十二 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十三 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十四 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十五 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十六 次に掲げる規定 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日
イから九まで 略
十七 次に掲げる規定 地方法人税法の施行の日
イから九まで 略
十八 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第一項の表の改正規定
規定期定 法第三十三条第三項及び第三十七条の改正規定 平成三十年一月一日

の適用については、同条第一項の表租税特別措置法の項

新特別措置法第四十七条第二項の規定は、法

を提起することができないこととされるもの

保に関する特別措置法第二十八条第一項の改

置法の項

人の施行日以後に終了する課税事業年度に係る

取消しの訴えの提起については、なお従前の例

改定規定（第三十七条の十一の四第一項）によ

第四十条第二十項の規定は、別所得税の項

の規定にあっては、当該規定。以下この条にお

いと同じ。の施行前にした行為及びこの附則

の規定によりなお従前の例によることとされる

第四十条の三の所得税の項

の規定におけるこの法律の施行後に行った行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例によ

第四十条の三の所得税及び復興特

場合におけるこの法律の施行後に行った行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例によ

第四十条の三の所得税に係る延滞税の項

の規定におけるこの法律の施行後に行った行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例によ

第四十条の三の所得税及び復興特

の規定におけるこの法律の施行後に行った行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例によ

第四十条の三の所得税に係る延滞税及び復興特

の規定におけるこの法律の施行後に行った行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例によ

2

新特別措置法第四十五条の規定は、法人の施

行日以後に終了する事業年度について適用し、

法人の施行日前に終了した事業年度について

は、なお従前の例による。

「同法」とあるのは、「法人税法」とす

る。

（前条の規定によりなお従前の例によることと

起について、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定

に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え

されるとの他の行為であって、この法律の

規定による改正後の法律の規定により審査請求

の施策を実施するために必要な財源の確

保に関する特別措置法第三十三条の改正規

定

略

四 三

次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イからホまで 略

ヘ 第十四条中東日本大震災からの復興のた

めの施策を実施するために必要な財源の確

保に関する特別措置法第三十三条の改正規

定

略

五 次に掲げる規定 公布の日から起算して一

年を超えない範囲内において政令で定める日

イからハまで 略

ニ 第十四条中東日本大震災からの復興のた

めの施策を実施するために必要な財源の確

保に関する特別措置法第三十三条の改正規

定

略

定（同条第一項の表租税特別措置法の項に係る部分を除く。）
六 次に掲げる規定 平成二十九年四月一日
イ及びロ 略
ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条の改正規定（同条第十四項に係る部分及び同条第十五項に係る部分を除く。）
七 次に掲げる規定 平成三十年一月一日
イ及びロ 略
ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定（第四十条の三の第三十二項第一号及び第二号、第十条の三の第三十六項並びに第十五項）を「第四十条の三の三第二十項」に改める部分に限る。）
（罰則に関する経過措置）
百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
百六十九条 この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二十八年三月三一日法律第二
三号）抄
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（財政の健全化を図るために必要な施策との整合性に配慮した復興施策に必要な財源の確保）
第三条 政府は、復興施策（第一条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十条第一項の改正規定（同項の表租税特別措置法第一項に規定する復興施策をいう。以下同じ。）に必要な財源の確保及び一般会計の歳出の財源の確保が相互に密接な関連を有するところに鑑み、財政の健全化を図るために必要な施策と

の整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を行うものとする。）

（施行期日）
附 則（平成二八年一月二八日法律第四
八五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二九年三月三一日法律第四
号）抄
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イからヌまで 略
ル 第十六条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

（施行期日）
附 則（平成二九年三月三一日法律第四
号）抄
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イからヌまで 略
ル 第十六条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

（施行期日）
附 則（平成三〇年三月三一日法律第七
号）抄
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から五まで 略
六 次に掲げる規定 令和二年一月一日

（施行期日）
附 則（平成三〇年三月三一日法律第七
号）抄
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）
百六十九条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
百二十六条 第十九条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法（次項において「新特別措置法」という。）第二十八条第二項から第四項まで、第六項及び第十項の規定は、新租税特別措置法第九条の三の二の二個人又は内国法人若しくは外国法人に対して同日に支払われた同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

新特別措置法第六十条の規定は、外国法人の課税事業年度の復興特別法人税申告書に係る修正申告書で外国法人が施行日以後に提出するものについて適用する。

法人の施行日前に終了した課税事業年度の復興特別法人税申告書（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）及び当該申告書に係る修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る第十九条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第六十条において準用する旧法人税法第一百五十五条第一項から第四項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
百四十四条 この法律の附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
百四十五条 この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略

（施行期日）
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（号）抄
附 則 （令和五年三月三一日法律第三百九条の規定 公布の日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）
第一百三十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄）

（罰則に関する経過措置）
第一百三十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第一百三十四条 第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の改正規定

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
ハ 第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の改正規定

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

五 次に掲げる規定 令和七年一月一日
イ及びロ 略

ハ 第十七条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の改正規定

表租税特別措置法の項の改正規定

（罰則に関する経過措置）
第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（号）抄
附 則 （令和六年三月三〇日法律第八号）
（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（イ）略
第二次に掲げる規定 令和六年六月一日
一 略
ロ 第二十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第二項の改正規定、同法第三十条第一項第二号の表租税特別措置法の項の改正規定

| 第四十一条第四項 | | | |
|----------|----------|----------------------------------|---|
| 所 得 | 當 該 | 所 得 | 及 び |
| 税を 一を | これ らの | 所得 の税 これら 税所 得税 及 | たえ にの 例用 法所 に所 興項 条三 置特 関確 財必 た施 策め 興ら 震日 並び に本 に大 東 |

| 第十四第四項第四項第一号 | | | |
|--|----------|----------------------------------|---|
| 所 得 | 當 該 | 所 得 | 及 び |
| 税別復に所 得 所 得 得 得 稅 及 | これ らの | 所得 の税 これら 税所 得税 及 | たえ にの 例用 法所 に所 興項 条三 置特 關確 財必 た施 策め 興ら 震日 並び に本 に大 東 |

一に、「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十項」を「第四十条第二十二項」に改める部分を除く。
 三から五まで 略
 六 次に掲げる規定 令和八年一月一日
 イ 及びロ 略
 ハ 第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の項の改正規定
 正規定
 七及び八 略
 九 次に掲げる規定 公益信託に関する法律(令和六年法律第一号)の施行の日
 イからトまで 略
 チ 第二十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

第四十四条

| | | | |
|-----------------------|--|---|----|
| を税得所該当 | 税得所該当税得 | | 及び |
| これを 税を これら の | 所得 の 税 これら の 税 税所 税 税所 税 及 | たえ読にの例用法所に所興項条三置特関確財必た施策め興ら震日並 らみよ規等のの得係得特へ第十法別す保源要めすをのの災本に れ替り定へ特適税る税別復一三第措るにのなにる実施た復か大東 | |

| | | |
|-----------------------------|-----------------------|---|
| 第三項四第十四条 | | 号一第一項四第十四条 |
| 所税得 | を税得所該当 | 税得所該当税得 |
| 所別復に所び得 所興係得当税 得特る税該及 | これを 税を これら の | たえ読にの例用法所に所興項条三置特關確財必た施策め興ら震日並 らみよ規等のの得係得特へ第十法別す保源要めすをのの災本に れ替り定へ特適税る税別復一三第措るにのなにる実施た復か大東 |

(罰則に関する経過措置)
第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
第七十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一に、「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十項」を「第四十条第二十二項」に改める部分に限る。)